

教育・保育施設の利用者の皆様

都城市長 池田 宜永

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛について(お願い)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組みにつきましては、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本市では、5月9日の宮崎県独自の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増し、より強固な対応が必要となりました。

つきましては、5月21日から6月10日までの間、保育所等は、感染の予防に留意した上で開所しますが、保護者の方がお仕事をお休みする場合など、家庭での保育が可能な場合には、登園自粛に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、登園自粛は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組みの一つであり、強制的なものではありません。

また、当該期間に登園自粛された場合、保育料につきましては、下記のとおり減額を行います。副食費につきましては、現在、利用されている保育所等にお問い合わせください。

保護者の皆様には、趣旨を御理解の上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 期間

令和3年5月21日(金)から令和3年6月10日(木)まで

### 2 保育料の取扱い

0歳～2歳児の児童が登園自粛の要請に応じて登園しなかった場合は、保育料の減額(日割り計算)を行います。保育料の減額の手続きは、保育所等が行いますので、保護者の皆様の手続きは不要です。

### 3 その他

① 家族がコロナに感染した ②濃厚接触者になった ③PCR検査を受けた場合には、早急に保育所等までご連絡をお願いいたします。